

広域処理に係る費用に係る支援

被災市町村に対する支援

- ▶ 広域処理は、被災地側の災害廃棄物処理事業として実施されるため、その費用は被災自治体が負担（被災自治体に対する国庫補助等により実質的には国が全額負担）。
- ▶ 処理に必要な放射能濃度測定経費等も補助対象。

受入側市町村等に対する支援

- **地域住民の方々の安心確保対策に要する費用**
 - ①地域住民の方々の理解を得るために必要な放射能測定費用（処理施設周辺の空間線量測定等を含む）
 - ②住民説明に要する費用（説明会、広報、被災地視察等）
 - ③受入検討段階における試験焼却に要する費用
- **災害廃棄物の処理費用**

通常の処理費用に加えて、既存施設の減価償却費相当額や被災自治体への職員派遣に要する旅費も対象
- **施設整備に要する費用**

広域処理の受入に関連して自治体が行う廃棄物処理施設の整備に対し支援

 - ①現在建設中（設計中のものも含む）の施設であって、災害廃棄物を受け入れることが可能な施設又は災害廃棄物を受け入れる既存の施設と同等のものとして整備している施設
 - ②広域処理の受入に使用した最終処分場の容量に相当する将来の最終処分場の整備
 - ③災害廃棄物の処理により生じた施設の修繕
- **その他、自治体の要望に応じ、国が災害廃棄物の放射能測定を実施するほか、特に広域処理に不可欠な経費については、国が支援する。**